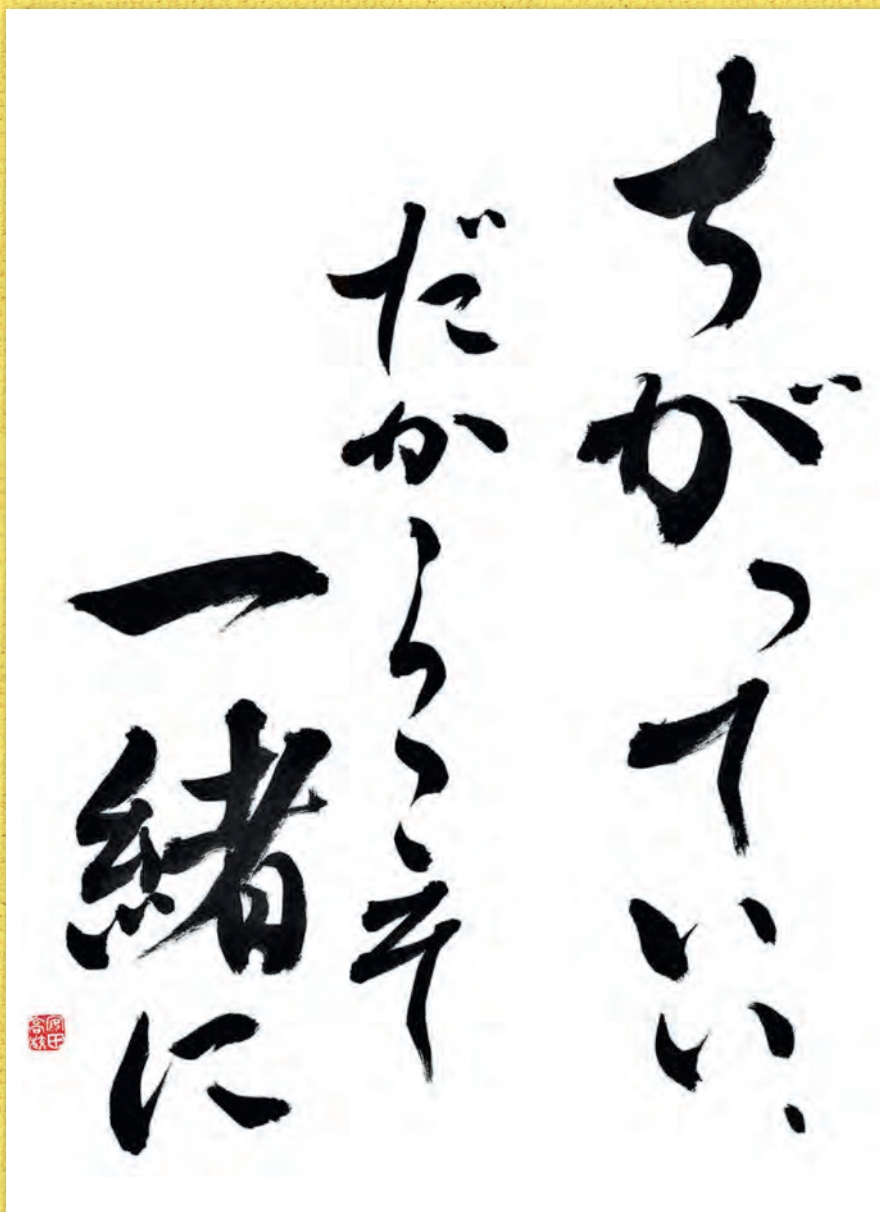


みんな大事なひとり

市民と人権

広島市人権啓発ポスター（令和7年度） 協力 安田女子高等学校書道部



特集

支援対象とならない境界知能の人たち
～職場環境で求められる配慮について～……………P2～P3

様々な人権課題……………P4～P7

- ・啓発活動重点目標・啓発活動強調事項
- ・職場における様々なハラスメント
- ・ビジネスと人権に関する広島市の取組
- ・部落差別（同和問題）
- ・性的マイノリティ
- ・人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）

広島市人権研修講師派遣

広島市人権研修用の資料の貸出

広島市パートナーシップ宣誓制度

人権相談窓口……………P8

- ・全国の法務局・地方法務局等が開設している相談窓口
- ・各区役所での人権相談

人権擁護委員からのメッセージ

広島市



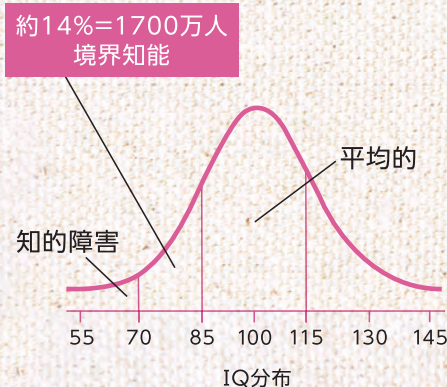
音声コード Uni-Voice

支援対象とならない境界知能の人たち ～職場環境で求められる配慮について～

令和6年度に開催した企業向けの人権啓発リーダー養成講座では、境界知能とは何かという基本をおさえつつ、境界知能の二次的影響を理解し、配慮につなぐことの重要性について学びました。

境界知能とは

境界知能はIQがおおむね70～84の人のことです。IQが平均的な人(85～115)と知的障害の人(IQが70未満)の境い目を指し、一般人口の約14%程度とされます。これは、1クラス30人の学校では、クラスに3～4人いることになります。こうした人たちは、学校生活は何とかこなしてきたけれども、就労や進学、日常生活では、軽度知的障害の人たちと同じような困難さを抱えることがあります。



境界知能の特徴

学習面の困りごと

- 自主的に計画を立てて遂行したり、問題を把握し解決策を考え実行したりすることに困難さを抱える傾向にある。

コミュニケーション面の困りごと

- 自分の気持ちを相手にうまく表現できず、誤解されやすい。
- 人にだまされやすく、トラブルや犯罪にまきこまれやすい。

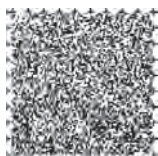
生活面の困りごと

- 職場環境の変化により就労の継続や昇進が難しい。
- 電子マネー、クレジット決済などによる金銭管理や自分自身の健康を管理することが難しい。



境界知能は、精神医学の診断名ではないため、知的障害と異なり公的支援の対象となりません。

困難さは個々に異なりますが、はた目にはどういった困難さがあるのかが分かりにくく、本人の能力に対する要求度が高くなり、さらに、達成できないときに批判の対象となってしまうことがあります。当事者自身も、その特性があるということが分からないと、自分を責めてしまったり支援の機会を逃したりすることにつながります。



講師：古莊 純一 さん

青山学院大学教育人間科学部教育学科教授、小児科専門医

○講師プロフィール○

1988年に昭和大学大学院医学研究科を修了し、医学博士を取得。

2002年より青山学院大学教育学科助教授、2007年より現職。

専門分野及び関連分野は小児科学、小児神経学、小児精神神経学、児童青年精神神経学、てんかん学。



撮影／市谷明美

境界知能の二次的影響

境界知能に対する理解が深まらず、必要な支援や配慮につながらないことにより、学校生活や社会生活において様々な影響が発生します。

■学習面の問題

・得意な科目・分野がない。苦手な科目・分野をカバーすることができず自信を失くしてしまう。

■身体面の問題

・運動や他者との交流が減少し、生活習慣の乱れや健康状態の悪化につながってしまう。

■心理面の問題

- ・達成感の乏しさやネガティブな経験の積み重ねにより、自己肯定感が下がってしまう。
- ・自己肯定感が低くなると、進学や就労等の場面において、困難を乗り越える力も弱くなるが、境界知能の理解が深まらなければ、自己責任ととられてしまう。

支援を必要とする境界知能の人に どのようなことができるか

境界知能の人の中には、ネガティブな経験の多さから、自分から相談や助けを発信することが難しいと感じる人もいます。まずは、境界知能の人が身近にいる可能性が高いということを知ること、境界知能について理解を深め、気づき、支援につなぐことが大切です。

また、すべての人が生活しやすい環境を整えることも大切です。学校や職場、街中でユニバーサルデザインを用いたり、複数の選択肢を示し個々に応じた配慮を行ったりすることも達成感をもつという側面において重要となります。



*** ユニバーサルデザイン ***

「文化や言語の違い、年齢・性別・人種の違い、障害や能力の有無に関係なく、多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方」と定義されています。つまり、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」を基本に、ある特定の人々の専用という考え方でなく、可能な限りすべての人を対象（利用者）としてとらえ、施設や製品、情報などを設計（デザイン）することです。



様々な人権課題

啓発活動重点目標・啓発活動強調事項

法務省では、毎年度「啓発活動重点目標」と「啓発活動強調事項」を定めています。各地方公共団体は、これらの趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた人権啓発活動を行っています。

■令和7年度 啓発活動重点目標

■令和7年度 啓発活動強調事項

- ① 女性の人権を守ろう
- ② こどもの人権を守ろう
- ③ 高齢者の人権を守ろう
- ④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤ 部落差別（同和問題）を解消しよう
- ⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ⑦ 外国人の人権を尊重しよう
- ⑧ 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- ⑨ ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう

「誰か」のことじゃない。

- ⑩ 刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう
- ⑪ 犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう
- ⑫ インターネット上の人権侵害をなくそう
- ⑬ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑭ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ⑮ 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- ⑯ 人身取引をなくそう
- ⑰ 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう
- ⑱ ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別をなくそう

職場における様々なハラスメント

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の職場におけるハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

■パワーハラスメント

職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる**①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの**であり、**①から③までの3つの要素を全て満たすもの**をいいます。なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しません。

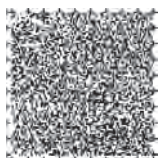
パワーハラスメントに該当すると考えられる例	パワーハラスメントに該当しないと考えられる例
業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う	その企業の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して、一定程度強く注意をする
長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる	労働者を育成するために現状よりも少し高いレベルの業務を任せる

■セクシュアルハラスメント

「職場」において行われる、「労働者」の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応により、その労働者が労働条件について不益を受けたり、「性的な言動」により就業環境が害されることです。

性的な言動の例

- ① 性的な内容の発言
性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（噂）を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すこと等
- ② 性的な行動
性的な関係を強要すること、必要なく身体へ接触すること、わいせつ図画を配布・掲示すること、強制わいせつ行為等



音声コード Uni-Voice

■カスタマーハラスメント

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、**当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なもの**であって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるものとされています。

「顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合」の例

- 企業の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合
- 要求の内容が、企業の提供する商品・サービスの内容とは関係がない場合

「要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動」の例

- 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）
- 威圧的な言動
- 継続的な（繰り返される）、執拗な（しつこい）言動

※労働施策総合推進法の改正に伴い、今後、指針等の改正や通知の発出が予定されています。

出典：厚生労働省「職場におけるハラスメント対策パンフレット」「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」

ハラスメントの被害にあった時は…

■はっきりと意思を伝えましょう

ハラスメントは、受け流しているだけでは状況は改善されません。「やめてください」「私はイヤです」と、あなたの意思を伝えましょう。黙って我慢していると事態をさらに悪化させてしまうことがあります。問題を解決していくことが、同じように悩んでいる他の人を救うことにもつながります。

■会社の窓口にご相談しましょう

ハラスメントは、個人の問題ではなく会社の問題です。会社の人事労務などの相談担当者や信頼できる上司に相談しましょう。労働組合に相談する方法もあります。社内に相談相手がいないときも、ひとりで悩まずに、都道府県労働局など外部の機関に相談しましょう。

出典：厚生労働省「（労働者向けハラスメント対策パンフレット）職場でつらい思いしていませんか？」

ビジネスと人権に関する広島市の取組 新

企業活動のグローバル化が進む中、投資家、市民社会、消費者等において、企業に対して人権尊重を求める意識が高まっています。令和5年4月には、政府として、公共調達における人権配慮に関する方針についての決定が行われました。

こうしたことを受け、広島市では令和6年8月以降、順次、建設工事、建築物清掃及び常駐警備に係る競争入札参加資格の認定審査における広島市評価事項等の項目に「ビジネスと人権に関する取組状況」を追加しました。また、令和7年4月からは競争入札参加資格の認定を受けた事業所に対し、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等を踏まえた人権尊重に取り組むよう通知しています。

広島市人権研修講師派遣

身の回りにある人権問題について、地域や職場などで理解を深めるための研修の場に、本市職員（人権啓発指導員）を講師として派遣しています。

- 対象 広島市内のグループの集まり、各種学校・民間団体などの学習会、民間企業での職場研修
- 研修会場 主催者においてご用意ください。
- 申込方法 まずは、日程や希望テーマなどを広島市人権啓発課にご相談ください。（場合によっては、ご希望に沿えないこともあります。）



派遣費用は無料です。



音声コード Uni-Voice

様々な人権課題

部落差別(同和問題)

部落差別(同和問題)とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。結婚・就職などにおける差別や、インターネット上で不当な差別的扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であったと指摘するなどの事案が発生しています。このような状況のなか、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

私たち一人一人が、部落差別(同和問題)を正しく理解し、「差別をしない、差別を許さない」という認識をもって行動することが大切です。

性的マイノリティ

性的マイノリティ(性的少数者)とは、LGBT(L:レズビアン、G:ゲイ、B:バイセクシュアル、T:トランスジェンダー)等を含む、性的指向・性自認(性同一性)の在り方が少数派の方々のことです。

性的マイノリティであることを理由として、社会の中で偏見の目にさらされ、職場で不当な扱いを受けたり、学校でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。

こうした問題について理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

広島市パートナーシップ宣誓制度

「広島市パートナーシップ宣誓制度」は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であるという宣誓書を広島市に提出し、広島市がそれを受け取った証として、受領証と受領カードをお二人に交付するものです。

この制度に法的効力はありませんが、その関係を行政が認知することによって、性的マイノリティに関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会が実現することを期待しています。

宣誓の要件や
宣誓方法などの詳細は
こちらからご覧ください。



広島市人権研修用の資料の貸出

研修会等で利用していただくために、人権啓発DVDや人権啓発パネルの貸出を行っています。

DVDの例

「新・人権入門」

職場でありがちな人権に関するトラブルシーンをショートドラマで再現

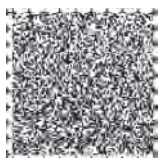
詳細はこちらから!



パネルの例

よくわかる!
こどもの権利条約

詳細はこちらから!



音声コード Uni-Voice

人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)

新

平成14年の「人権教育・啓発に関する基本計画」策定後の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策の更なる推進を図るため、令和7年に「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が策定されました。

■なぜ第二次計画が定められたのか？

1. 人権をめぐる社会経済情勢の変化

①国際化、②情報化、③少子高齢化、④我が国における人権意識の変化

2. 国際的潮流の動向

①人権教育のための世界計画等、②「ビジネスと人権」に関する国際的要請の高まり、③いわゆる「複合差別」の観点

■人権教育・啓発の意義とその目的

人権教育	学校教育及び社会教育における人権教育によって、人権を尊重することの必要性、様々な課題について学び、人間尊重の精神を生活の中にかしていくこと。
人権啓発	「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようなになっているか」などについて正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、態度面、行動面等において確実に根付くようにすること。

■人権教育・啓発の基本的在り方

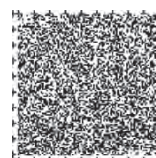
1. 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供
2. 発達段階等を踏まえた効果的な方法
3. 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

■人権教育・啓発の推進方策

人権教育	学校教育…社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実 等 社会教育…人権感覚が身に付くような家庭教育に関する保護者の学習機会の充実や情報の提供 等
人権啓発	内 容 ・ 人権に関する基本的な知識の習得 ・ 権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権啓発 方 法 ・ 対象者の発達段階に応じた啓発 ・ 参加型・体験型の啓発 等

■第一次基本計画からの主な変更点

- ・「ビジネスと人権」に関する記載を追加
- ・「インターネット上の人権侵害」を各人権課題に横断的な課題として整理
- ・「ヘイトスピーチ」及び「性的マイノリティの人々」を個別の人権課題に追加
- ・「感染症の患者等」から「ハンセン病患者・元患者及びその家族」を独立 等



音声コード Uni-Voice

人権相談窓口

相談は無料です。
秘密を守ります。

■全国の法務局・地方法務局等が開設している人権相談窓口

全国各地の法務局では、人権相談を受け付けています。必要に応じて、事実関係を調査し、事案に応じた適切な措置を講じます。

みんなの人権110番

  **0570-003-110**

※この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局につながります。
※一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

受付時間 平日 8:30～17:15

Foreign-language Human Rights Hotline (外国語人権相談ダイヤル)

  **0570-090-911**
(Weekdays 9:00～17:00)

対応言語

English(英語) Chinese(中国語) Korean(韓国語) Filipino(フィリピン語)
Portuguese(ポルトガル語) Vietnamese(ベトナム語) Nepali(ネパール語)
Spanish(スペイン語) Indonesian(インドネシア語) Thai(タイ語)

こどもの人権110番

  **0120-007-110**

※学校でのいじめ、家庭での虐待など、こどもの人権に関する専用相談電話です。
※一部のIP電話からは接続できません。

受付時間 平日 8:30～17:15

インターネット人権相談

 <https://www.jinken.go.jp//>

※インターネットでも人権相談を受け付けています(パソコン、スマートフォン、携帯電話共通)。 ※端末の環境により、ご利用できない場合があります。



←QRコードをバーコードリーダーで
読み込んで接続してください。

受付時間 24時間

LGBT電話相談

 **082-207-3130**

※(公財)広島県男女共同参画財団「エソール広島」による相談事業です。
※ご家族、パートナー、支援者の方からの相談も受け付けています。

受付時間 土曜日(祝日・年末年始を除く。) 10:00～16:00

LINEじんけん相談

※SNS(LINE)から、法務局の人権相談を利用することができます。



←検索ID・QRコード等からLINE公式
アカウント「法務局LINEじんけん相談」
を友だち追加の上、ご利用ください。

アカウント名:「法務局LINEじんけん相談」
検索ID:@linejinkensoudan

受付時間 平日8:30～17:15

各区役所での人権相談

各区役所では、定期的に、人権擁護委員による人権相談を受け付けています。

相談時間 13:00～16:00 (1人30分)

相談方法 相談日当日の 8:30 から電話で予約を受け付けます。(先着6人)
予約に空きがある場合は、電話での相談も可能です。

※相談日が祝日、8月6日、8月13日～16日、12月28日～1月4日にあたる場合は
相談がありません。

相談場所	相談日	電話番号(直通)
中区役所区政調整課	毎月第2水曜日	082-504-2543
東区役所区政調整課	毎月第3水曜日	082-568-7703
南区役所区政調整課	毎月第1水曜日	082-250-8933
西区役所区政調整課	毎月第3木曜日	082-532-0925
安佐南区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-831-4925
安佐北区役所区政調整課	毎月第4木曜日	082-819-3903
安芸区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-821-4903
佐伯区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-943-9706

人権擁護委員からのメッセージ

この「みんな大事なひとり 市民と人権」を手にしてください、
ありがとうございます。

私共人権擁護委員は、皆様の身近で、人権の大切さを広く
知っていただけるよう様々な啓発活動を行っています。
どんな困り事でもご相談ください。

例えば、女性に対する暴力、高齢者の虐待、インターネット上の誹謗中傷、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、障害のある人や性的マイノリティに対する偏見といった他人の人権を著しく侵害するような事案です。各区役所での人権相談に、お越しくださっても大丈夫です。お待ちしております。また、地元の小学校の放課後児童クラブや子ども食堂等に出向いて、対面で子ども達の悩みや困り事の相談に乗る取り組みも始めました。

ご存じのように、痛ましい児童虐待事案が後を絶ちません。悩みを抱える子どもの声をくみ取り、必要な支援を行うことで、その健やかな成長を後押ししていきたいと考え、話し合っています。さらには、老人福祉施設等にも伺って、誰もが尊重され、安心して暮らせる社会の実現を、皆様方と一緒に目指すことを掲げ、相談・啓発活動を効果的かつ効率的に実施し、人権について更なる周知を図って参りたいと考えています。

人権は、人間誰もが無条件に持っているはずの、基本的な権利ですから。



広島人権擁護委員協議会
会長 伊藤 守夫

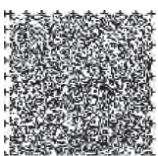
今後のよりよい資料作成
のため、アンケートへ
のご協力をお願いします。



<https://www.city.hiroshima.lg.jp/shisei/jinken-tabunka/1027545/1027546/1043602.html>

行政資料登録番号 広 G9-2025-438
主管課 広島市市民局人権啓発部人権啓発課
〒730-8586(住所不要) TEL082-504-2165

(この冊子は法務省人権啓発活動地方委託事業で製作しています。)



音声コード Uni-Voice